

iori にしちば 利用規約

2022 年 6 月 30 日 作成

第1条（目的）

1. 有限会社 pepla（以下「当社」といいます）は、当社が運営するコワーキングスペース「iori にしちば（以下「当施設」といいます）」を利用する個人又は法人で、第5条第1項に定める会員が当施設を利用する際に遵守すべき規則として、「iori にしちば利用規約」（以下「本規約」といいます）を定めます。
2. 本規約は、当社が、会員の執務及び交流等を目的とした当施設の利用（月単位での固定席利用、月単位での自由席利用、日・時単位での自由席利用、日・時単位での会議室・イベントスペースの利用）、イベント（定期セミナー・ワークショップの開催、ビジネス交流等）への参加、及びこれらに付随する一切のサービス、並びに施設を運営するための当社の全てのサービス（以下、これらを総称して「iori にしちば会員向けサービス」といいます）の提供にあたって、会員が当施設において遵守すべき必要事項を定めることを目的とします。

第2条（本規約）

1. 当社は、当施設を会員が利用するにあたり遵守すべき規則として本規約を定め、また適宜変更することができ、これらの効力は当施設の全ての会員に及ぶものとします。
2. 当社は、前項の定めに従い本規約を定めたとき又はこれらを変更したときは、当施設のウェブサイトへの掲載等により会員に告知するものとします。
3. 当施設における飲食物の提供（有償・無償を問わない）及び当社が行う iori にしちば会員向けサービスは、当施設の利用料金その他の費用に含まれるサービスではなく個別に支払う場合もあること、その一部については当社が任意のサービスとして提供するものであり会員への義務ではなく、予告なく変更・廃止となる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、前項の定めに従い飲食物の提供（有償・無償を問わない）又は iori にしちば会員向けサービスの内容を定めたとき又はこれらを変更・廃止したときは、当社が必要と判断した場合、適切な方法及び時期に会員に対して公表致します。
5. 第2項又は前項に基づく制定又は変更に際して、会員が各告知において指定された期日以後に当施設又は iori にしちば会員向けサービスを利用した場合には、法令上その効力を否定される場合を除き、制定又は変更後の内容に同意したものとみなされます。

第3条（会員）

1. 会員とは、個人又は法人で、第4条の入会資格を有し、第5条に定める当施設への入会手続を完了した者をいいます。
2. 当社は、本規約に関する会員の権利義務の内容を、前条に定める手続に従って、決定又は変更することができるものとします。

第4条（入会資格）

次の各号に定める全ての事項を満たす者に限り、当施設の入会資格を有するものとします。

- (1) 個人又は法人で、本規約を承諾及び遵守する者（未成年の方が会員となるには、法定代理人が契約することが必要となります）
- (2) 過去に当施設で会員資格停止処分又は除名処分となった者（これらに該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含みます）で当社が再度入会を認めた者
- (3) 入会年度に満13才以上の者（学生証を所持する者）
- (4) 有効な身分証明書を提示することができる者
- (5) 当社の審査を通過した者
- (6) その他、当社が入会を相応しいと判断した者

第5条（入会）

1. 第4条の入会資格を有し、次の各号に該当する方を会員とします。
 - (1) 当施設の利用（固定席の月単位でスペース利用、自由席の月単位でのスペース利用、自由席の日・時単位でのスペース利用、会議室・イベントスペースの利用）申込みを行い、当社が承認した者。なお、法人申込みの場合は、当該法人の従業員等で個別に利用登録を行った個人を含むものとします
 - (2) 当施設で実施する各種イベントに参加した方で、会員となることを希望し、当社が承認した者
 - (3) その他の iori にしちば会員向けサービスをご利用の方で会員となることを希望し、当社が承認した者
2. 前項第1号に掲げる申込みの際、当社は法人登記簿謄本その他の必要書類の提出を求めることがあります。

第6条（会員の権利義務）

1. 会員は、本規約に従い、当施設及び本規約に定めるサービスを利用することができるものとします。なお、会員は、本規約に従い、サービスの利用が制限されることがあることを予め承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定める権利を除き、会員に対して、当施設その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を付与するものではありません。
3. 会員は、本規約に定める会員の債務を履行しなければなりません。
4. 会員たる地位及びこれに基づく権利義務は、第三者に譲渡し、貸与又は担保に供することができません。
5. 会員が個人の場合において死亡したときには、当然に会員資格を失うものとし、その会員資格は承継されません。

第7条（会員証及び会員の地位）

1. 当社は、第5条第1項の各号により、当施設の利用申込みを行い、会員となった者に対して会員証を交付します。
2. 会員は、会員証に関し第三者に対する貸与、譲渡、担保権の設定等一切の処分をすることができないものとします。
3. 当社が会員資格を与えた会員以外の第三者が、会員証を用いて当施設を利用した場合、第三者が会員証を使用した事由（会員証の貸与、売買等の処分又は盗難を含みますがこれに限られません）の如何を問わず、当該会員は、第三者が利用したことにより生じた利用料金の支払いその他全てについて当該利用者と連帯して責任を負うものとします。
4. 会員は、次の各号の一に該当した場合には、会員証をただちに返却しなければなりません。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 第14条に定める会員資格停止処分又は第15条に定める除名処分を受けたとき
 - (3) その他当社が会員資格の抹消又は会員証の返却を求めたとき
5. 会員は、会員証を喪失した場合、当社へ直ちに報告するものとし、当社が指定する所定の手続きにより、会員資格の再付与を行うものとします。

第8条（iori にしちば会員向けサービス）

1. 当社は、会員に向けて次の各号のサービス（有償）を提供します。

なお、以下の（1）、（2）及び（5）について、月単位の利用を以下「月額利用」といいます。

 - (1) 月単位での固定席利用
 - (2) 月単位での自由席利用
 - (3) 営業時間内・時単位での自由席利用（以下「ドロップイン利用」といいます）
（3階会議室を除く3階フリーアドレス席が対象となります）
（尚、会員外でイベントのみに参加の方を「一時利用者」といいます）
 - (4) 営業時間内・時単位での会議室・イベントスペース利用
 - (5) 月単位でのロッカーレンタル
2. 次の各号のサービス（有償）は前項第1から4号を利用時に提供します。
 - (1) 軽食・ドリンクの販売
 - (2) 複合機（カラー・モノクロコピー）の使用
 - (3) 営業時間内でのロッカーレンタル
3. 次の各号のサービス（無償）は、第1項第1から4号を利用時に提供します。
 - (1) Wi-Fi 回線の利用
 - (2) 電源の利用
 - (3) 飲料水の提供
4. iori にしちば会員向けサービスは、次の各号の営業日・営業時間内に提供します。
 - (1) 当施設の営業日は、祝日を除く、日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日と

します。

(2) 当施設の営業時間は、午前 10 時から午後 8 時とします。

(3) 当施設の定休日は、木曜日と祝日とします。

(4) 定休日の他に夏季・冬季休業等、第 22 条に定める休館を行う場合があります。

5. その他施設利用に関する詳細は、当施設が別途定める「ご利用のご案内」に従うものとします。

第 9 条（利用料金）

1. iori にしちば会員向けサービス利用料金は、ご利用内容に応じて、当社が定める方法により算出し、利用した会員（以下「利用者」といいます）は、当該利用料金を当社に支払うものとします。なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の利用料金に係る消費税については、法改正の内容に従い、利用者は差額を負担するものとします。
2. ドロップイン利用、日・時単位での会議室・イベントスペース利用は利用後に料金を支払うものとします。
3. 月額利用は利用開始時に、別途契約を行うものとし、その際に当社が定める事務手数料を支払うものとします。毎月の支払いはクレジットカード決済とします。事務手数料は、如何なる事由であっても返還されないものとします。
4. ドロップイン利用、日・時単位での会議室・イベントスペース利用、月額利用以外の iori にしちば会員向けサービスは、当社が別途定めた支払い方法により支払うものとします。
5. 利用者は、利用料金の支払債務と当社が利用者に対して負担する債務とを相殺することはありません。
6. 利用料金は、第 14 条に規定する会員資格停止の期間中も減免されないものとします。
7. 利用者が支払った利用料金は、利用者の都合による退会又は除名もしくは当施設の廃止等如何なる事由によっても、返還しないものとします。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではないものとします。
8. 当社は、第 2 条第 4 項の定めに従い、利用料金の額、その支払方法及び支払日を決定又は変更できるものとします。

第 10 条（月額利用の期間、月額利用料金の一部返還、更新、利用の停止）

1. 月額利用の期間はクレジットカード決済日から翌月の同日までとし、期間中の営業日にご利用できます。
2. 月額利用期間中に夏季・冬季休業を含む第 22 条に定める休館となった場合、当社は、月額利用サービスの料金から休館日数分を日割り計算（月額利用料金÷月額利用期間の営業日数×休館日数）し、その額を会員に返還します。
3. 月額利用の更新はクレジットカードの自動決済により更新されます。

4. 会員が月額利用の停止を希望する場合、書面への記入による会員の申し出により停止できるものとし、利用期間の満了日を持って月額利用を停止します。
5. 第 14 条に定める会員資格停止処分や第 15 条に定める除名処分に該当するような当社が不適切と認めた場合、当社は、即日月額利用を停止できるものとし、利用停止日より契約満了日までの残利用に関する利用金は、日割り計算し後日返金し契約の終了とします。
6. 一度月額利用を停止し、再度月額利用を希望する場合は、改めて契約を交わし、前条第 3 項の通り別途当社が定める事務手数料を支払うものとし、
7. 固定席での月額利用者が月額利用を停止する場合、利用期日満了日までに月額利用者は残置物を撤去するものとし、
8. 月額利用者は、利用期間の満了日までに当社に対する全ての債務を履行しなければなりません。
9. 利用停止した月額利用者は、停止後においても、会員として iori にしちば会員向けサービスの提供を受けることができます。
10. その他月額利用に関する詳細は、当施設が別途定める「月額利用について」に従うものとします。

第 11 条 (ロッカーレンタル)

1. ロッカーレンタルに関しては、ロッカーの鍵を利用開始の際貸与します。ロッカーは営業時間内にご利用できるものとし、貴重品などを保管しないでください。内容物の管理はご利用者様の責任の元利用ください。盗難などの責任は当店は負いかねます。危険物・強い匂いのするもの（腐敗する可能性があるもの）、生き物、生鮮食品などは入れられません。
2. その都度利用のお客様は、お帰りの精算時に鍵の返却とスタッフによるロッカー内部及び外部の点検確認をさせていただきます。
3. ご利用中のロッカーの内容物に問題があると当施設が判断した場合や、緊急で解錠しなければならない時は、ご利用者様の承諾なく解錠する場合があります。
4. 鍵の返却及び内部残置物が撤去されない場合、解約から 1 週間たった時点で解錠し廃棄した上で、廃棄にかかる料金及び撤去までにかかった 1 週間のロッカーレンタル代・鍵の交換費用をご請求致します。
5. また、ロッカーご利用の際鍵の紛失や破損の場合は実費でのお客様による損害賠償となります。
6. その他ロッカーレンタルに関する詳細は、当施設が別途定める「ロッカーレンタルのご利用について」に従うものとします。

第 12 条 (一時利用のお客様について)

1. イベント開催及び会議室での会員外の利用者を同伴して利用される会員（以後利用責任者）は、利用前に当店の利用の承認を受けた上で利用届出書（申込時に配布）を提出してください。

- 1) 利用人数
 - 2) 利用時間
 - 3) 利用目的
 - 4) 利用責任者（会員）の住所・氏名
2. 一時利用者が当施設へ何かしらの損害を与えた場合、又遺失物、盗難などの諸問題が起こった場合は、利用責任者が全てに関して責任を持って対応し、当施設に対する損害については連帯責任を負うこととします。

第13条（退会）

1. 会員による退会の申し出があれば営業日であれば即日退会できるものとします。営業日ではない場合は、翌営業日に退会できるものとします。月額利用をしている場合は、月額利用満了日の退会とします。
2. 会員は、退会日をもって会員としての一切の権利（ただし、当社に対する債務を除きます）を失い、iori にしちば会員向けサービスを利用することができません。
3. 会員は、退会日までに当社に対する全ての債務を履行しなければなりません。

第14条（会員資格停止処分）

1. 会員が次の各号の一の事由に該当する場合、当社は、催告することなく直ちにその会員の会員資格を停止することができるものとします。（以下「会員資格停止処分」といいます）。
 - (1) 利用料金その他本規約に定める費用等を滞納したとき
 - (2) 本規約、施設利用規約又は個別契約に違反したとき、又はその疑いがあるとき
 - (3) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立その他の倒産手続の申立又は手形不渡等により経済的信用を失ったとき
 - (4) 当社に登録している住所、電話番号及びメールアドレスの未更新、誤登録その他虚偽登録等により、1か月以上連絡がつかないとき
 - (5) 他の会員又は当社の迷惑となる行為をしたとき
 - (6) 罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
 - (7) その他会員として不適格であると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に基づき会員資格停止処分を行った場合、会員に対し書面もしくは電子的方法により通知するものとします。なお、当社が当該通知書を発送もしくは発信したにもかかわらず、会員の行方不明等により当該通知書が到達しなかった場合においても、会員資格は停止するものとします。
3. 当社は、その裁量により、会員資格の停止を解除することができます。

第15条（会員の除名処分）

1. 当社は、会員が以下に該当する場合は、催告することなく直ちに、その会員を当施設から除

名することができるものとします（以下「除名処分」といいます）。

- (1) 理由のいかんを問わず当社又は当施設の名誉及び信用を傷つけたとき
 - (2) 当社又は当施設の利益に反する行為を行ったとき
 - (3) その他前条に定める会員資格停止事由に該当するとき
2. 当社が前項に基づく除名処分を行った場合の手続は、前条第2項を準用するものとします。
 3. 除名処分を受けた会員は、除名処分と同時に、会員としての一切の権利（ただし、当社に対する債務を除きます）を失い、当施設を利用することができません。

第16条（損害賠償）

会員は、会員本人及びその関係者が本規約もしくは法令に違反したことによって、又はこれに関連して、他の会員又は当社従業員等の第三者に対し損害を生じた場合、これを賠償する義務を負います。当社は、当該会員に対して、損害（会員の関係者によるものを含みます）の賠償を請求でき、この場合、当該会員はその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

第17条（当施設及び iori にしちば会員向けサービスの変更又は廃止）

1. 当社は、その裁量により、当施設及び iori にしちば会員向けサービスの全部又は一部を廃止ことができ、会員は予め承諾するものとします。また、当施設及び iori にしちば会員向けサービスが廃止された場合には、会員は、会員としての一切の権利（ただし、当社に対する債務を除きます）を失い、当施設及び iori にしちば会員向けサービスを会員として利用することができないものとします。
2. 当社は、その裁量により、当施設のレイアウト及び設備等を変更することができ、会員は変更により当施設の利用が制限され、もしくは変更となることを予め承諾するものとします。
3. 当施設の廃止、当施設の変更、iori にしちば会員向けサービスの廃止や変更等によって会員に損害が生じた場合であっても、当社は損害賠償等一切の責任を負わないものとします。

第18条（所持品の管理）

当施設内における会員の所持品の管理は会員の責任において行うものとし、月単位でのロッカーレンタルサービスを含み、当施設内において生じた盗難及び紛失、事故等については、当社は一切の責任を負いません。

第19条（通知）

1. 会員は、全ての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、メールアドレス、勤務先住所等を当社に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、直ちに当社に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、当社は一切の責任を負いません。
2. 会員に送られる全ての通知及び請求書その他の通知は、前項により登録された住所もしくは

メールアドレス宛てに発送もしくは送信するものとします。

第20条（拾得物の取扱い）

当社は、当施設内の拾得物及び放置物については1週間保管するものとし、当該期間が経過した場合には、任意に処分することができるものとします。当該処分により、会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第21条（禁止事項）

当施設内及び当施設周辺において、会員による次の各号の行為を禁止します。

- (1) 当施設を利用する権限を有さない第三者に当施設を利用させること
- (2) 当施設の利用可能時間を超過して利用すること
- (3) 動物を当施設内に持ち込むこと
- (4) 危険物（火薬類、爆発性物質、危険性を伴う薬品その他当社が危険と判断したもの）や汚物、1㎡当たり100kgを超える重量物、臭気を放つ物を当施設内に持ち込むこと
- (5) 当施設の共用部を当社の許可なく占拠・占有すること
- (6) 当施設のコワーキングスペースを合理的な範囲を超えて広範囲もしくは長時間占有すること
- (7) 当施設の設備、器具及び備品その他当社が管理する物品の損壊や許可なく持ち出すこと
- (8) 当社の許可なく当施設及び共用部等に看板（類似するものを含む）を掲出すること
- (9) 火気を利用すること（当社が指定した場所以外での喫煙、電子たばこを含みます）
- (10) 他の会員や当社従業員、当施設、当社を誹謗、中傷すること
- (11) 当社の許可なく当施設において物品の売買すること。
- (12) ネットワークビジネス等に関する営業行為や他の利用者へビジネス勧誘をすること
- (13) 営利又は非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること
- (14) 他の会員や当社従業員に対する暴力行為、脅迫行為等
- (15) 座席及び同フロア共用部での大声での会話や通話、歌唱等
- (16) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為
- (17) 他人に不快感を与える身だしなみや行為（侮辱的・差別的表現を行う、刺青を露にする、悪臭を放つ等）をすること
- (18) 他の会員や当社従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- (19) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社を拘束する等、当社の業務を妨げる行為
- (20) 他の会員による当施設の利用を妨げる行為
- (21) 当施設の秩序を乱す行為
- (22) 他の会員又は当社の秘密情報（当施設外において公開されていない情報をいいます）を

- 無断で利用し、又は第三者に開示、漏洩する行為
(23) 当社の許可なく勝手に私物を残置する行為
(24) 前各号に定める他、当社が不適切と判断する行為

第 22 条（休館）

1. 当社は、次の事由により、当施設の全部又は一部の会員によるご利用を、休館を理由として制限すること（以下「休館」といいます）があります。この場合、会員は当施設の全部又は一部をご利用できなくなることを予め承諾するものとします。
 - (1) 夏季・冬季休業期間
 - (2) 当社従業員が不在の場合
 - (3) 機器等の不調、破損及びメンテナンス等により使用できない場合
 - (4) 法定の定期点検を行う場合
 - (5) 気象状況や災害により、安全に営業を行う事ができないと当社が判断したとき
 - (6) 前項のほか、天災地変等により当施設が不測の損害を被った場合又は当施設の改修もしくは補修が必要となったとき
 - (7) 行政指導、法令の定め等の事由により、営業を行う事ができないと当社が判断したとき
 - (8) 施設内の改装、設備の改造又は修理、その他の工事により営業を行うことができないと当社が判断したとき
 - (9) 施設内でイベント等を行うとき
 - (10) その他当社が必要と判断したとき
2. 事前に予定されている休館は、ウェブサイトへの掲載により告知するものとします。ただし、緊急の必要がある場合については、当社は事前の告知を要しないものとします。
3. 当社は、休館により月額利用の会員が当施設をご利用できない場合、第 10 条第 2 項に定める通り利用料金の一部を返還します。

第 24 条（個人情報保護）

当社は、会員の個人情報を別途 iori にしちばのウェブサイト (<https://iorinishichiba.com/>) に掲示する「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。当社は、会員が次の各号にいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、会員に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 会員の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、また便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 会員又は会員の役員もしくは会員の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 会員自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第 26 条（当社の地位の承継）

会員は、当社が本規約に基づく自らの地位を第三者に承継する場合があることをここに予め承諾するものとします。

第 27 条（免責事項）

当施設並びに施設内の設備及び機器の利用に起因する事故や怪我、施設内での盗難、情報の窃取等により会員に生じた損害につき、当社は一切の責任を負いません。

第 28 条（管轄裁判所）

本規約に関し会員と当社の間で紛争が生じた場合、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 29 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

以上
2022 年 6 月 30 日 作成

附則

1. (月額利用における事務手数料について)

月額利用において第 10 条 6 項にある、月額利用停止後の再度の利用希望の際の事務手数料は、利用停止申請より **3 ヶ月以内**に再度利用希望申請があった場合は、事務手数料は無料とします。3 ヶ月以上経過後の再度の利用希望の場合は、別途当社が定める事務手数料をお支払いください。

2. (イベントスペースの予約とキャンセルについて)

イベントスペースのご利用は当施設にご来店頂き、ご予約ください。

お支払いはその場で当社が定める利用料金を、現金でお支払いください。

ご予約後のキャンセル料金に関しては以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| ・ご利用予定日より 2 週間前まで のキャンセル | 無料 |
| ・ご利用予定日の 3 日前から 2 週間以内 | 利用料の 50% |
| ・ご利用予定日から 3 日以内 | 利用料の全額 |

3. 2022 年 8 月 1 日 規約一部追加 施行